

～納税通知書の見方～ **新規**

今年度から新たに特別徴収になる方の例【年金所得にかかる税額6万円の場合】

令和〇〇年度		市民税・県民税		納税通知書 兼 決定通知書		(令和〇〇年度相当分)	
氏名		通知事由					
	年税額	特別徴収税額	年金特徴税額	差引普通徴収税額			
新規	60000	0	30000	30000			
	第1期	第2期	第3期	第4期			
新規	15000	15000	*****	*****			
充当額	0	0	*****	*****			
差引	15000	15000	*****	*****			
納期限	令和〇〇年 月 日	令和〇〇年 月 日	*****	*****			
特別徴収を行う公的年金の種類並びに支払者の名称及び①法人番号		あなたが昨年度から引き続き公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、昨年度の通知書において通知した次の額を、特別徴収の方法によって徴収します。					
公的年金の種類	老齢基礎年金(例)						
支払者の名称	厚生労働大臣(例)						
支払者の法人番号	*****						
公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額及び徴収月		あなたが本年度において公的年金からの特別徴収の対象者であり、来年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、公的年金の支払者が次の額を特別徴収の方法によって徴収することになりますので、地方税法第321条の7の8の規定によって通知します。					
	令和〇〇年10月	令和〇〇年12月	令和△△年2月	令和〇〇年4月	令和〇〇年6月	令和〇〇年8月	
新規	10000	10000	10000	*****	*****	*****	
	令和△△年4月	令和△△年6月	令和△△年8月				
仮徴収税額	10000	10000	10000				

- ①の税額・・・ 今年度納付書等で納めていただく税額です。年金所得にかかる税額の半分を納めていただきます。
- ②の税額・・・ 今年度公的年金から差し引かれる税額です。今年度新たに特別徴収の対象となるかたは、10月～翌年2月にかけて年金所得にかかる税額から①を除いた残額が差し引かれます。
- ③の税額・・・ 来年度の4月～8月にかけて公的年金から差し引かれる予定の税額(仮特別徴収税額)です。今年度の年金所得にかかる税額の半分が来年度の前半分として差し引かれます。